

令和 4 年度

第 11 回 高森町農業委員会 議事録

令和 5 年 2 月 22 日(水)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利 | 2 樋口 美代子 | 3 松島 浩子 | 4 林 勝幸 |
| 5 竹内 節男 | 6 小川 健二 | 7 原 寿彦 | 8 光沢 英文 |
| 9 中塚 俊文 | 10 原 正樹 | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 | | | |

合計 18 名

2 欠席委員

- 18 丸山 宏充

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢／事務局：龍口

産業課

農業振興係：下原

営農支援センター

所長：上沼／専門員：松村

4 会議への附議事項

議案第 36 号) 農地法第 18 条第 6 項の通知 (報告案件)

議案第 37 号) 農地法第 5 条第 1 項の許可申請 (審議)

議案第 38 号) 経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画 (2 月分) (審議)

5 議事内容

議 長 　ただ今から第 11 回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前 9 時 11 分

議 長 　本日の議事録署名委員ですが、4 番及び 5 番をお願いします。

それでは、議案第 36 号、農地法第 18 条第 6 項報告は報告事項であります。ご質問ありましたらお願いします。

議 長 　（ご質問無いので）それでは議案第 37 号、農地法第 5 条第 1 項の許可申請につきましての審議に入ります。議案番号 1 番を 13 番お願いします。

13 番 　はい。地図を見ていただきますと、(地図の) 上の青い線は田沢川、真ん中を通っているのがフルーツラインです。申請地は一枚の畑みたいになっていますが、「(地図の) 申請地」と書いてあるところの「地」の辺りに S 社の工場が建っています。今回の申請の内容は、奥さんと S 社の代表者になっている M さんが住宅を建てるということで、前回農振除外となっています。現在、松川のアパートに住んでいますが、工場の近くに住宅を建てたいということで申請がありました。平屋の住宅と駐車場を建てるということです。西側も東側も、地図で言うと左も右も段差になっていまして、周りの農地は田んぼですがほとんど使われておらず、左側（西側）は野菜畑に使っているところですが、平屋の住宅なので日照に問題はないということで、周りの地主の方々の了解をとってあります。生活排水は合併浄化槽を設置してその後水路に放流、雨排水も水路に放水するということです。地代は坪 3,000 円ということです。よろしくお願いします。

議 長 　はい、ご質問ありましたらお願いします。
無いようですので決をとりたいと思います。可とされる方、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。全員一致で可とします。

続きまして 2 番を、8 番お願いします。

8 番 　はい。譲受人は飯田市の KS さんと、譲渡人は吉田の KK さんです。地図を見ていただきますと、城岸橋から少し吉田霊園に向かったところにある飲み屋さんの少し上段の所です。申請理由は、現在宅地の売買の話を進めているところですが、進入路の一部がまだ農地のままになっていたということで今回それを是正たく、申請させていただきます。今まで宅地で使用していきましており、

周りも住宅ばかりで農地もありませんので、土砂の流出などの被害はないと思います。雨水は今まで通り地下浸透、生活排水は生じないということです。坪当たり単価は 39,270 円です。

以上です。審議をお願いします。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。
無ければ決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。

全員一致で可とします。

続きまして議案番号 3 番を 16 番お願いします。

16 番 はい。37-3 の地図をご覧ください。場所は下平駅から南に向かって 500m ほど行った所で、国道をくぐる手前辺りになります。譲受人が息子の T さん、譲渡人は父親の T さんです。今回の申請は、「配置図・平面図」を見ていただくとよくわかるのですが、父親 T さんが昭和 54 年ごろに農業用資材置き場及び居住用スペースをご自身で建設され、合併浄化槽も 20 年ほど前に設置されました。今回合併浄化槽の老朽化に伴い、設置台の準備において確認したところ、当時農地法等の確認や認識がないままに建設してしまっており、農地のままであったことが判明されました。息子 T さんも兼業農家から専業農家となり作物の生産量や面積が増えたため、作業スペースや収納スペースがこれまで以上に必要となり、既存宅地内ではそのスペースが確保できないということで合併浄化槽は既存宅地内では設置が難しいということから今回の申請となりました。農振除外は 1 月に住んでいます。生活排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透および側溝に排水いたします。日照・通風の影響は北側道路になっているため影響ありません。南側の隣接地とはある程度距離が保たれているため影響はないと思います。単価は 0 円です。以上ご審議をお願いします。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。
無ければ決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。

全員一致で可とします。

続きまして議案番号 4 番を 4 番お願いします。

4 番 はい。譲渡人は K さん、譲受人は S さんです。地図は 37-4、場所は駒場の堤

のすぐ下の辺りになります。申請につきましてはSさんはお父さんが大工さんで、昔の話で土地を借りている状態になっていましたが、お父さんが亡くなって何年も経ち、息子さんが家を建てたのですが、アスファルトをめくって整地をしている中で、今の家の前の通路がKさんの土地、それも農地ということが判明しまして、今回宅地の申請ということになります。対価としましては坪11,019円ということでお互いに話ができ、現在の状態で維持する、ということになりました。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。
無ければ決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。
全員一致で可とします。

続きまして議案番号5番を16番お願いします。

16 番 はい。地図は37-5をご覧ください。場所は泰山神社の東側、JA育苗センターの向い辺りになります。譲受人は吉田のV社、譲渡人はNさんでしたが、書類作成後の今月初めにお亡くなりになられたので、お子様で法定相続人にあたるTさん・Rさん・Aさんの3名による申請となります。今回の申請ですが、Nさんの体調が悪く、長年に亘り農地が荒廃化していました。近隣が宅地化されてきており、住宅環境も良いということで、建売住宅用地としての開発を計画されました。住宅は2棟建設の予定です。農振除外は1月にできております。生活排水は合併浄化槽に接続後、雨水とともに南側の用水路に放流します。日照・通風の影響ですが、西側に農地がありますが、ほとんど栽培されておらず、影響は少ないと思います。対価は坪5,000円になります。以上、ご審議お願いいたします。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。
無ければ決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。
全員一致で可とします。

続きまして議案番号6番を13番お願いします。

13 番 はい。37-6の地図を見ていただきますと、申請地の下にT地建とあり、この跡地にK社が会社をもってきて営業することになりまして、その進入路が必要ということで申請地に進入路・駐車場を設けたいということです。進入路は舗

装しますが、駐車場は土の状態を利用するということです。隣接地の農地につきましては進入路、駐車場ということで特に日照・通風に影響はないということで隣地の方の了解は得ています。雨排水については町道が通っていて、その側溝に放流するということです。賃借料は年額 60,000 円ということです。よろしくをお願いします。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。
無ければ決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。
全員一致で可とします。

続きまして議案番号 7 番を 7 番お願いします。

7 番 はい。地図 37-7 をご覧くださいませ。S 工業団地の中の M 社の西側にある田んぼになっているところです。譲渡人は牛牧の H さん、下市田の O さん・T さんの 3 名で、譲受人は W 社です。W 社は松尾と下市田に分散して鉄鋼製品を作っていますが、業務の拡大と効率化のために高森工場に統合し、鉄鋼製品をストックしておく場所が必要ということで申請されました。そのために大型クレーン施設も不足するということでこれも作っておくということです。北側には農地境がありますが、擁壁を施して土砂の流出を防ぐということ、ストックヤードということで日照・通風の問題はない、それから生活雨排水ですが、敷地内の下部で集水し、油分の除去を施して江戸ヶ沢の河川に流すという計画であります。坪当たり 40,000 円とお聞きしております。ご審議をお願いします。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。
無いようですので決をとりますが、6 番はこの案件に当事者として関係しますので、席を外していただきますようお願いします。

6 番 はい。(退席)

議 長 可とされる方、挙手をお願いします。

全員一致で可とします。
ありがとうございました。6 番の入室を認めます。

続きまして議案番号 8 番を 4 番お願いします。

4 番 はい。譲渡人は K さんで、譲受人は Y 社です。場所は地図の 37-8 に出ています。ちょうど K 社の前の農地です。現在は K 社がグラウンドを整地して管理棟

と工場を増設しております。その作業をする職人の駐車場がないということで、一時転用でKさんの土地を貸していただくという話になりました。内容としましては現在の農地に土木安定シートというのを敷きまして、その上に10センチの碎石を敷いて駐車場にするということで、車が41台駐車できる状態になります。期間が令和5年3月から7年5月31日までの3年間ということで3年たちまして、工場の建設が終わりましたら、碎石と安全シートを撤去して農地に戻す契約となっています。この農地ですが、以前すぐ下にAさんの土地がありまして、その一部【地番-10】が宅地になっているのですが、宅地を農地にはできないのですが、ここをY社が今回一括して借りるということで、戻した時に必ず農地として再利用するという条件を付けまして、ここが認められるような形になっています。近隣の承諾は受けています。坪単価は1,057円ということで3年間の契約となっています。ご審議をお願いします。

議長 ご質問ありましたらお願いします。

事務局 よろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

事務局 4番委員からご説明あった三角の少しの土地、【地番-10】についてですが、現在この土地については他の大部分の所と一緒に一体的な利用がなされている、いわゆる現況農地の状況です。ただ、登記の地目が宅地として残っているという状況ではありますが、その農地自体が少し休耕のような状態になっているところを復旧後、農地として改めて再利用いただく、ということをご本人にお約束いただいているということで、今回一体の農地として周辺等への影響の審査が必要であることから転用許可申請を受けているところです。よろしくをお願いします。

議長 ご質問ありましたらお願いします。
無いようですので決をとります。

可とされる方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。
全員一致で可とします。

以上で許可申請についての審議は終わります。
続きまして、議案第38号、経営基盤法第18条の農地利用集積計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局 今回は全て新規の設定案件となっております。細かくはそれぞれを確認いただきたいと思いますが、1番から10番までが相対の利用権設定、11番と12番、13番と14番がそれぞれ農業開発公社を仲介した農地中間管理事業の新規設定となっております。15番につきましては以前農業開発公社の買上げ、これは土地の所有権移転になりますが、買上げにつきましては以前、集積計画の確認をいただいているものになりますが、改めて公社からOさんへの所有権の移転ということでお受けしております。以上、15件審議お願いします。

議長 はい。ご質問ありましたらお願いします。
無ければ決をとります。

まず14番まで一括で決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。

全員一致で可とします。
ありがとうございました。

6番委員、15番案件は当事者になりますので席を外していただくようにお願いします。

6番 はい。(退席)

議長 では、15番につきまして可とされる方、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。
全員一致で可とします。

以上で今月の審議事項を終わります。

時に午前9時40分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 4番 林 勝幸

議事録署名委員

高森町農業委員 5番 竹内 節男